

道路工事 特記仕様書

通園通学路整備工事(その 24)

共通仕様書 第 1 編共通編 第 1 章総則 第 1 節総則

(「1-1-1 適用」関係)

第 1 条 適用

- 1, この特記仕様書は、船橋市土木工事共通仕様書（令和 8 年 4 月）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2, この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
- 3, 記載内容の優先については、特記仕様書、共通仕様書の順によるものとする。
- 4, 該当しない工種については、適用しないものとする。

(「1-1-2 用語の定義」関係)

第 2 条 用語の定義

受理とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

(「1-1-8 工事の着手」関係)

第 3 条 工期

- 1, 工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から 120 日間とする。
なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
- ~~2~~、本工事は、週休 2 日制モデル工事である。受注者は、原則、週休 2 日で施工すること。また、工事の実施にあたっては、「週休 2 日制モデル工事実施マニュアル（試行）」に基づき、行うこと。
- ~~3~~、受注者が、工事着手前に完全週休 2 日（土日）の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休 2 日（土日）相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。

(「1-1-10 施工体制台帳」関係)

第 4 条 施工体制台帳

- 1, 受注者は、施工体制台帳に係る書類について、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和 3 年 3 月 5 日最終改正、国官技第 319 号、国営建技第 16

号)により作成し工事着手までに監督職員に提出しなければならない。ただし、警備会社については施工体制台帳の作成は不要とする。

また、施工体制に変更が生じた場合は、そのつど提出しなければならない。

- 2, 受注者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第15条第3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
 - 3, 受注者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第4項及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の6に掲げる事項の他、下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を施工体系図に明記しなければならない。
 - 4, 施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述すること。
- ただし、詳細になりすぎないように留意する。

（「1-1-17 支給材料及び貸与品」関係）

~~第5条 支給材料及び貸与品~~

- 1, 支給材料は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	支給場所	摘要

- 2, 貸付機械は下記のとおりとし、無償貸付とする。

機 械	規 格	備 考

（「1-1-18 工事現場発生品」関係）

~~第6条 工事現場発生品~~

- 1, 発生する〇〇の引渡し場所は、〇〇（運搬距離L=〇〇km）とする。
- 2, 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要

（「1-1-19 建設副産物」関係）

第7条 再資源化等及び再生資源活用について

- 1, 共通事項
 - （1）建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を提出するものとする。
 - （2）建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と

各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出するものとする。

- (3) 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受け入れ伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けるものとする。

~~2,~~受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資 材 名	規 格	備 考

~~3,~~建設副産物の処理については、下記のとおりとする。

建設発生土

- (1) 指定 (A) (工事間利用) の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先 (相手先工事名、場所等) 工事 地先

イ 土質及び処理量 第 種建設発生土 m³

ウ 搬出時期 年 月 ～ 年 月

なお、搬出手続き等については監督職員の指示によること。

- (2) 指定 (A) (その他) の場合

建設発生土 (m³) は、片道運搬距離 k m、 地先の に搬出するものとする。

なお、これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとする。

- (3) 建設発生土 1 0 0 m³以上の搬出をする場合、搬出前に搬出先市町村へ「建設発生土搬出のお知らせ」により情報提供をしなければならない。

- (4) 5 0 0 0 m³以上の土砂運搬について、千葉県土砂運搬適正化対策要綱に基づいて事前協議を行い適正な計画を立案すること。

路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材 (t) は、 地先、片道運搬距離 k mの に運搬し、処理するものとする。

建設廃棄物

本工事により発生する

- (1) アスコン塊 (t) は、 地先、片道運搬距離 k mの に運搬し、処理するものとする。

- (2-1) 鉄筋コンクリート塊 (t) は、 地先、片道運搬距離 k mの に運搬し、処理するものとする。

(2-2) 無筋コンクリート塊 (t) は、 地先、片道運搬距離 k m の に運搬し、処理するものとする。

(3) 建設発生木材 (t) は、 地先、片道運搬距離 k m の に運搬し、処理するものとする。

(4) その他がれき類 (m³) は、 地先、片道運搬距離 k m の に運搬し、処理するものとする。

(5) 汚泥と廃アルカリの混合物 (k g) は、 地先、片道運搬距離 k m の に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

~~4、~~舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理する」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

5、産業廃棄物処理の実態の確認

受注者は、産業廃棄物処理の処理に当たり、産業廃棄物管理票制度を厳正に運用するとともに、監督職員や検査職員の求めに応じ、マニフェスト情報を提示しなければならない。

（「1-1-19 建設副産物」関係）

第8条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について

1、特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。また、工事請負契約書の「解体工事に要する費用等」の規定に基づく書面は、工事着手前に提出すること。

なお、同条の「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、「コブリス・プラス」を用いて再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、建設副産物情報交換システム工事登録証明書と共に提出すること。

2、請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

(1) 建設リサイクル法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。

(2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。

(「1-1-22 出来形検査等」関係)

~~第9条 部分引渡し~~

本工事については、工事の完成に先立って、下記のとおり部分引渡しを行うものとする。

対象工種	対象範囲	引き渡し期間

(「1-1-28 工事中の安全確保」関係)

第10条 工事中の安全確保（その1）

1、工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」（令和元年5月21日付、国関整道管第8号）に基づき適切な交通管理を行うものとする。

ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

~~2、~~工事期間中は必要に応じて夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

~~3、~~受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の検定資格の写しを監督職員に提出するとともに、検定合格警備員が当該警備業務に従事している間は、当該検定合格警備員であることを証する合格証明書を携帯させるとともに、関係人の請求があるときは、これを提示させなければならない。

(「1-1-28 工事中の安全確保」関係)

第11条 工事中の安全確保（その2）

1、受注者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため、昼休みを除いた午前・午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、作業開始前

に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。

- 2, 受注者は、共通仕様書 1-1-28 工事中の安全確保第 9 項に基づき、安全巡視者を定め、任務を遂行しなければならない。

なお、安全巡視者は、常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。

- 3, 受注者は、共通仕様書 1-1-28 工事中の安全確保第 12 項に基づいて、下記に示す項目の具体的な安全・訓練の計画を作成しなければならない。

(1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画

(2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。

- 1) 月 1 回の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目
- 2) 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法
- 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法
- 4) KY 及び新規入場者教育の方法
- 5) 場内整理整頓の実施

(「1-1-28 工事中の安全確保」関係)

~~第 12 条 桢組足場~~

- 1, 桢組足場については、「手すり先行工法に関するガイドライン」(令和 5 年 12 月 26 日付基発第 1226 号第 2 号)による設置を行うこと。

- 2, 受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について監督職員と協議すること。

協議の結果、受注者及びリース会社の在庫がない等の理由により、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置が不可能となった場合は設計変更の対象とする。

- 3, ガイドラインについては下記より入手できる。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26>

(「1-1-30 後片付け」関係)

第 13 条 後片付け

受注者は、工事の施工上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。

(「1-1-32 環境対策」関係)

~~第 14 条 事業損失防止施設~~

工事施工期間中は、地盤沈下、振動等の測定及び沿道の事前事後調査を下記の要領で行い、監督職員に報告しなければならない。

(1) 地盤沈下及び移動の測定

工事起終点前後 m間を含む工事区間の両側、官民境界及び道路面上の縦断測定を行うものとする。

(2) 工事施工箇所の近隣の建物等について

工事施工の事前、事後調査を行い、その結果を提出するものとする。

調査件数は下記のとおりとし、契約変更の対象とする。

区分	建物規模	事前	事後	単位
木造建物A				棟
木造建物B				棟
木造建物C				棟
木造特殊建物				棟
非木造建物イ				棟
非木造建物ロ				棟
非木造建物ハ				棟
区分所有権等の建物				戸

(「1-1-32 環境対策」関係)

~~第15条 六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）~~

1、本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領(案)によるものとする。

また土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

〇〇工 〇〇〇工法：配合設計段階〇〇検体、施工後段階〇〇検体
××工 ×××工法：配合設計段階××検体、施工後段階××検体
合計△△検体

タンクリーチング試験対象工種名及び検体数

〇〇工 〇〇〇工法：□検体
××工 ×××工法：◆検体
合計▽検体

2、本工事で再生コンクリート砂を使用する際には、六価クロムについて、平成3

年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認するものとする。

なお、試料には再生コンクリート砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行うものとする。

また、工事打合せ簿等での手続きにより再生コンクリート砂を使用する場合についても、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認するものとする。

(「1-1-34 交通安全管理」関係)

第16条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1, 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2, さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3, 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4, 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5, 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6, 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

(「1-1-38 施工時期及び施工時間の変更」関係)

第17条 施工時間

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業(9:00~17:00)	全工種
夜間作業(22:00~5:00)	なし
昼夜間作業	なし

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

(「1-1-41 特許権等」関係)

~~第18条 特許権等~~

本工事の〇〇工の施工にあたって、〇〇工法を見込んでいる。

なお、本工法は特許権に係わる工法である。

- (1) 特許〇〇〇号「発明の名称を記載」

- (2) 本特許権に係わる工法の実施にあたり、当該工法の実施者は、当該特許権に係わる実施契約を締結するものとする。

(「1-1-42 保険の付保及び事故の補償」関係)

第19条 建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度の普及徹底を図るため次の事項を遵守するものとする。

- 1, 請負契約額の増額変更があった場合等、共済証紙を追加購入した場合には掛金収納書（発注者用）を工事完成時までに発注者に提出しなければならない。
- 2, 工事請負契約締結後1カ月以内に掛金収納書（発注者用）を提出できない場合には、その理由を記載した書面を発注者に提出するとともに、共済証紙を購入した場合には掛金収納書（発注者用）を速やかに発注者に提出しなければならない。
- 3, 共済証紙を購入しない場合には、工事請負契約締結後原則1カ月以内にその理由を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- 4, 工事の施工にあたっては、以下の書類を作成するとともに、監督職員及び工事検査時における検査職員の求めに応じ、作成した書類を提示しなければならない。
 - 1) 退職一時金制度一覧表（加入している退職一時金制度が証明できる資料を添付）
 - 2) 共済証紙受払簿
 - 3) 共済証紙貼付実績表
- 5, 工事現場または事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

(「1-1-47 ワンデーレスポンス」関係)

第20条 ワンデーレスポンス

船橋市ワンデーレスポンス実施マニュアル(平成30年4月)に基づき実施するものとする。

第21条 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第18条から第25条及び船橋市土木工事共通仕様書共通編1-1-14から1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン令和3年3月」によることとする。

共通仕様書 第3編土木工事共通編 第1章総則 第1節総則

(「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係)

~~第2-2条 材料確認~~

受注者は、下記の工事材料を使用する場合は、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

この際、受注者は、材料名、品質規格、搬入数量を監督職員に書面により報告しなければならない。

材 料	確認時期

(「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係)

~~第2-3条 材料の立会調合~~

受注者は、下記の工事材料については、監督職員の立会いによる調合又は見本検査を受けなければならない。

材 料	立会時期

(「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係)

~~第2-4条 段階確認~~

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。

この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	確認時期

(「1-1-3 監督職員による確認及び立会等」関係)

~~第2-5条 仮設工等の段階点検~~

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

(1) 仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。(なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっている

かを確認する)

(2) 仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(3) 仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(4) 仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(「1-1-5 品質証明」関係)

~~第26条~~ 品質証明

1, 本工事は、品質証明対象工事とする。

2, 受注者は、品質証明の実施にあたり、品質証明の実施時期を共通仕様書 1-1-4 施工計画書の第1項(8) 施工管理計画に記載しなければならない。

(「1-1-7 工事関係図書の納品」関係)

第27条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では以下の1, から4, の全てを実施することとする。

1, 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、千葉県写真管理基準「3. (2) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達の為に参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について報告するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2, デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、1, の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を

行う項目は、千葉県写真管理基準「3. (2) 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3, 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、千葉県写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、2, に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（令和5年3月）「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4, 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2, に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

（「1-1-8 技術検査」関係）

~~第28条 中間技術検査（その1）~~

（当初の設計金額が1億円以上の工事又は市長が必要と認めた工事）

- 1, 本工事は、中間技術検査の対象とする。
- 2, 中間技術検査は、船橋市工事技術検査規程、船橋市工事技術検査要綱、船橋市工事技術検査基準等に基づき実施する。
- 3, 中間技術検査の実施は、完成、既済部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行う。

（「1-1-8 技術検査」関係）

~~第29条 中間技術検査（その2）~~

（低入札価格工事に該当する可能性がある工事）

- 1, 本工事は、低入札価格調査実施要領に基づく調査において履行可能と判断し契約したときは、中間技術検査の対象とする。
- 2, 中間技術検査は、船橋市工事技術検査規程、船橋市工事技術検査要綱、船橋市工事技術検査基準等に基づき実施する。
- 3, 中間技術検査の実施は、完成、既済部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行う。

その他

~~第30条 三者会議~~

- 1, この工事は、三者会議実施対象工事である。
- 2, この工事の発注者、当該工事の受注者及び詳細設計等を実施したコンサルタントによる協議（以下「三者会議」という。）をこの工事の着手前に開催し、設計図並びに現場の整合性の確認及び設計思想の伝達を行うものとする。
- 3, 受注者は、この工事の着手前に設計照査等を実施し、その結果を発注者に報告し、三者会議の開催を要請するものとする。
- 4, 三者会議に関する手続きは、別に定める船橋市三者会議実施マニュアル(平成30年4月)によるものとする。

~~第31条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等~~

- 1, 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」（平成29年3月）を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。
- 2, 受注者は、標準値以外のスランプ値を用いる場合は、コンクリート標準示方書（施工編）（令和5年9月）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督職員と協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督職員と協議するものとする。

第32条 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

~~※発注者指定型の場合~~

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事」の発注者指定型工事とする。

- 1, 本工事は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や監督職員における「臨場に要する時間の削減による効率化」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等を利用して「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本工事は、「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」の内容に従い実施するものとする。

~~※受注者希望型の場合~~

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事」の受注者希望型工事とする。

- 1, 本工事は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類

の簡素化」や監督職員における「臨場に要する時間の削減による効率化」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等を利用して「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の遠隔臨場を行うことができるものとする。

2, 受注者は遠隔臨場の実施を希望する場合は、発注者に実施する旨の協議申出を行い、発注者が承諾した場合に実施できるものとする。なお、実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」の内容に従い実施するものとする。

第33条 施設構造図

道路工事に伴う標準的な構造図は「道路工事付属施設構造図」として別途編集しており、船橋市ホームページ/『船橋市道路工事付属施設構造図』（事業者向けページ）に公表している。船橋市道路工事付属施設構造図に編集されている該当図面を設計図書として取り扱うこと。

第34条 電子納品

本工事は電子納品対象工事とし、「船橋市電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」により納品するものとする。

第35条 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行工事

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。

- 1, 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 2, 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき 行うこと。

第36条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1, 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2, 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3, 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。